

平成 30 年 6 月 11 日

産業医部会部会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
産業医担当理事 濱名 哲郎

### 第 9 次粉じん障害防止総合対策の推進について

神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会 HP にもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会  
会長 菊岡 正和  
(公印省略)

### 第 9 次粉じん障害防止総合対策の推進について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして神奈川県労働局長より本職宛てに周知依頼がまいりましたのでご送付いたします。

標記対策は、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）が全面施行された昭和 56 年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）との一体的運用を図るため、これまで 8 次にわたり推進されており、その結果、昭和 55 年当時に比べると、じん肺新規有所見労働者の発生数は、その後、大幅に減少しており、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しているため、引き続き、粉じんばく露防止対策を推進することが重要とのことです。

また、近年、厚生労働省が実施した調査結果等により、岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業等においては、屋内で行う場合と同等の粉じんばく露のおそれがあることが認められたことから、これらの作業における粉じん障害防止措置を強化するため、粉じん則及びじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）の一部が改正され、平成 26 年 7 月及び平成 29 年 6 月から施行されており、このような状況に鑑み、別紙のとおり、引き続き、第 9 次粉じん障害防止総合対策を推進するとのことです。

